

介護保険サービス 利用の手順

生活する上でなにか困ることが出てきたら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。

相談する(65歳以上の方)

あいぱーく光の高齢者支援課の窓口で、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあればその旨を伝えます。



要介護認定を受ける

申請から認定までの手順は3ページを参照

基本チェックリストを受ける

非該当

基準に該当した方

自立

要介護

要介護1～5の方

要支援

要支援1・2の方

介護サービス

を利用できます。

介護予防サービス

を利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業

を利用できます。

一般介護予防事業

を利用できます。

(65歳以上のすべての高齢者が利用可能)

※要支援1・2と判定された方は、「介護予防サービス」と「介護予防・生活支援サービス事業」の利用が可能です。内容が重複するサービスは利用できません。

基本チェックリストとは

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

要介護認定の手順

介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります。

※要介護認定は、介護予防・生活支援サービス事業対象者となったあとでも申請することができます。

① 要介護認定の申請

申請の窓口はあいぱーく光の高齢者支援課 介護保険係または大和支所です。申請は、本人のほか家族でもできます。

次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます。)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設 等

申請に必要なもの

- ☑ 申請書
窓口および市のホームページにあります。
- ☑ 介護保険の保険証
40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です。
- ☑ マイナンバーがわかる物 (マイナンバーを本人から預かる場合には委任状が必要です。)
- ☑ 本人以外が申請する場合は代行者の印鑑

② 要介護認定

主治医の意見書および訪問調査にもとづき公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。



③ 結果の通知

通知は、申請から30日程度で届きます。認定の結果によって利用できるサービスなどは異なります。

介護予防・日常生活支援総合事業

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)がはじまりました。

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、

介護予防・生活支援サービス事業 と 一般介護予防事業 の二つからなります。

介護予防サービスの訪問介護、通所介護は 介護予防・生活支援サービス事業 に移行します。

介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者
- ① 要支援1・2の方
 - ② 「基本チェックリスト」により基準に該当した方

- サービス内容
- 訪問型サービス
 - 通所型サービス

一般介護予防事業

- 対象者
- すべての高齢者

- サービス内容
- 介護予防に関する講演や運動教室など

